

監査報告書

学校法人 大橋学園
理事会・評議員会 御中

私たち学校法人大橋学園の監事は、私立学校法第37条第3項の規定に基づく監査を行うため、平成27年度の学校法人大橋学園の業務ならびに財産の状況について監査を実施した。

監査の結果、学校法人大橋学園の業務に関しては法令及び寄付行為に違反する重大な事実はなく、また、財産の状況は適正なものと認める。

平成28年5月26日

学校法人 大橋学園

監事 滝本 永次郎 ㊟

監事 向井 保 ㊟